

度会・南伊勢風力発電所建設計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

2021 年 1 月

電源開発株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	1
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2
第 2 章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	3

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 2 年 11 月 12 日（木）

(2) 公告の方法

令和 2 年 11 月 12 日（木）付の日刊新聞紙「朝日新聞（朝刊）」、日刊新聞紙「毎日新聞（朝刊）」、日刊新聞紙「読売新聞（朝刊）」、日刊新聞紙「中日新聞（朝刊）」、日刊新聞紙「伊勢新聞（朝刊）」に掲載した。（別紙 1 参照）

また、下記において電子縦覧を実施した。

- ・電源開発株式会社 ホームページ（別紙 2 参照）

<https://www.jpowers.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

※三重県のホームページにも方法書の縦覧に係るお知らせを掲載した。

(3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す 5 か所にて縦覧を実施した。（別紙 3 参照）

また、電源開発株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・度会町役場 建設水道課（三重県度会郡度会町棚橋 1215 番地 1）
- ・南伊勢町役場南勢庁舎 環境生活課（三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地）
- ・南伊勢町役場南島庁舎 総合窓口（三重県度会郡南伊勢町神前浦 15 番地）
- ・大紀町役場本庁 環境水道課（三重県度会郡大紀町滝原 1610 番地 1）
- ・大紀町役場七保支所（三重県度会郡大紀町打見 305 番地 3）

(4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和 2 年 11 月 12 日（木）から令和 2 年 12 月 11 日（金）まで
- ・縦覧時間：開庁時間に準ずる。

なお、電子縦覧は終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は 2 名であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 27 号)第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和 2 年 11 月 28 日 (土) 19 時～20 時 15 分	度会町 中央公民館	9 名
令和 2 年 11 月 29 日 (日) 19 時～19 時 45 分	南伊勢町 ふれあいセンターななとう	12 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 2 年 11 月 12 日 (木) から令和 2 年 12 月 25 日 (金) まで
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

方法書に対する環境保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた (別紙 3 参照)

- ①電源開発株式会社への書面の郵送
- ②方法書縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ③住民説明会会場での提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 3 通であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は3通43件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価方法書について述べられた意見の概要と当社の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
【全般】		
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載することとしました。ただし、わかりやすい図書とする観点から同様の意見をまとめるため、意見の掲載順は、一部変更しました。
【事業計画】		
2	■3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	使用する風力発電機は確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
3	■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？	使用する風力発電機は確定していませんが、一般的な風力発電機の仕様としては、カットイン風速未満においてブレードの回転は確実に停止するものではありませんが、カットイン風速未満が一定時間継続すると自動的にフェザーモードに移行し遊転状態（ブレーキを掛けずに空回りする状態）となり、発電時のように回転することはありません。
4	■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以上であってもフェザリング（風力風発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）ができるのか？	具体的な風力発電機の機種は現時点では未定であり、その仕様の詳細も未定です。
【動物（コウモリ類）】		
5	■2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として必ず実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
6	■6. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあり、この中には事業者が子会社へ譲渡した事業も含まれていた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が本事業にお	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	いても追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体(4 種、1～32 個体)、2015.07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道 ※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」(令和 2 年 10 月、コスモエコパワー株式会社) 岩手県	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
7	■7. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
8	■8. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	
9	■9. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「電源開発株式会社」並びに委託先の「アジア航測」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である※。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「試運転開始日から」必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月、船越公威)	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
10	■10. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。 しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。 仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
11	■11. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者がコウモリを殺す前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
12	■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。仮に事業者が今後、「予測の不確実性」について言及する場合は（おそらくするだろう）、「予測の不確実性」の定義を述べることに。	環境影響評価法に基づき適切に対応するとともに、ご意見も参考としながら、分かりやすい図書の作成に努めます。
13	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風力発電事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
14	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しない	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	いのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電機施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。 よって本業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	
15	■15. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
16	■16. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。（Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010）	ライトアップはバードストライク防止対策として過去に推奨されていたものであり、事業として必ずしも必要なものではなく、また昨今はバードストライクを誘発する危険性も指摘されているものと認識しています。よって、本事業においては、ライトアップを実施する予定はありません。 また、上記の通りライトアップを実施しないことを回避措置や低減措置として位置付ける考えはありません。具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
17	■17. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。よって、風力発電機は樹林から 200m 以上離していただきたい。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
18	■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（事後調査の後まで先延ばしにする）」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
19	■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
20	■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	風力発電事業によってコウモリ類の衝突事故が発生することは、事業者としても不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
21	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	具体的な環境保全措置については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
22	■22. 音声モニタリング調査の調査地点について P218 バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が 1 か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(12 箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	哺乳類（コウモリ類）の音声モニタリング調査の調査地点につきましては、風力発電機設置想定範囲を代表する地点として風況観測塔の設置地点としております。なお、日没から日の出にかけての録音を想定しております。
23	■23. 音声モニタリング調査の調査地点について 2 P218 対象事業実施区域は東西 6km ほどもある広大なエリアだが、音声モニタリングの調査地点が 1 か所のみである。 他の事業者の調査結果によると、自動録音調査は機器の不具合による欠測が発生している。よって、少なくとも対象事業実施区域の東側と西側、中央の 3 エリアにわけて、それぞれ複数地点で、長期間の録音調査をすべきではないのか。	哺乳類（コウモリ類）の音声モニタリング調査の調査地点につきましては、風力発電機設置想定範囲を代表する地点として風況観測塔の設置地点としております。なお、日没から日の出にかけての録音を想定しております。
24	■24. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没 1 時間前から、日の出 1 時間後まで録音すること。	哺乳類（コウモリ類）の音声モニタリング調査につきましては、日没から日の出にかけての録音を想定しておりますが、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
25	■25. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクタ	マイクにより音を感知することのできる範囲は、周波数帯別の感度だけでなくコウモリ類の発する音の音圧にも影響することから、具体的な距離で示すことはできません。なお、マイクは Wildlife Acoustics 社の SMM-U2

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	一の探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。なお、メーカーHPに記載していないのは承知しているので、わからなければ自分でテストして調べること。また、『一概に示すのが難しい』ならば、前提条件を示し、予測対象種ごとにテスト結果を述べよ。	Ultrasonic Microphone を使用し、水平から上方向に向けて調査を実施することを検討しております。
26	■26. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	風力発電事業によって、コウモリ類の衝突事故が発生することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
27	■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う P216「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml 等）。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	予測、評価の実施及び環境保全措置の検討にあたり参考とさせていただきます。
28	■28. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。 よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	方法書審査の結果も踏まえ、適切に対応いたします。
29	■29. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。
30	■30. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※。よっ	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	て、 ①コウモリ類の死骸探索は、1基あたり連続3日以上 の調査を、毎月2回以上の頻度で行うこと。 ②死骸探索調査は日の出より開始すること。 ※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導 入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事 業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力 発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書) P213. NEDO, 2018.	
31	■31. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バット ディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※ に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」 を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の 原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」 を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを 設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動 録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のための ガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/ documents/news/Publication_No_6Japanese.pdf)	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結 果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討い たします。
32	■32. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者で ある可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業 者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない	具体的な事後調査については、今後の調査及び予測結 果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で適切に検討い たします。
33	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を 受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されてお り(バット&バードストライク)、その影響評価等にお いて重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライク が多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実 に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対 して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	方法書第5章に記載のとおり、コウモリ類について、 今後の方法書以降の手続きにおいて、調査、予測及び評 価を行います。 なお、環境影響評価方法書に対して環境の保全の見地 から頂いたご意見は、環境影響評価法第十四条の規定に 従い、原則として「意見の概要」を整理しますが、要約 しないことと明記されたご意見は、原文のまま記載する こととしました。
34	1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを 行ったことは評価される。	今後の手続きにおいても、コウモリ類の専門家等にヒ アリングを行い、地域のコウモリ類の状況や調査手法等 についてご助言を頂きながら、調査、予測及び評価、保 全措置の検討を行います。
35	2. P216における「コウモリ類の直接観察による調査」 はコウモリ類に特化した調査として実施するのでは しょうか。それとも「フィールドサイン法及び直接観察 による調査」として実施するのでしょうか。後者であ ればわざわざ記載する必要はないだろう。	方法書 P216 にお示しいたしました、哺乳類(コウモ リ類)の直接観察による調査につきましては、哺乳類の フィールドサイン法及び直接観察による調査と併せて の実施を予定しております。
36	3. 今後もコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモリ 類の調査について十分な経験と知識を持った者による 適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要がある。	ご意見のとおり、今後の手続きにおいても、コウモリ 類の専門家等にヒアリングを行い、地域のコウモリ類の 状況や調査手法等についてご助言を頂きながら、調査、 予測及び評価、保全措置の検討を行います。 なお、方法書作成に当たっては、コウモリ類の専門家 等からのご助言を頂き、第5章の調査、予測及び評価の 手法に反映しました。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
【動物（鳥類）】		
37	(1) 工事車両の進入経路に関する設計等の欠落について 貴社が作成した計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）では工事車両の進入経路が示されていたが、方法書にはその記載がない。本計画では1基あたり4,300kwの大型風車を12基設置する予定であるが、山林内にこれらの建設資材を搬入するには作業道路を大きく拡張整備または新設する必要があると考える。道路を整備するにあたっては、土砂の採掘や樹木の伐採等で周辺の自然環境を大きく改変することになるにもかかわらず、方法書ではそれに係る環境影響を評価する手法が記載されていない。また、工事に伴い発生する土砂の処理方法についてもふれられていない。特に対象事業実施区域（以下、計画地という）の北東側は風車の設置予定がないためか、一般鳥類の調査地点が配置されていない（図5.3-11）。しかし、ここも計画地として広く確保されていることから、ここには計画地への進入経路および送電線等が整備されるものと考ええる。そのため、風車の設置予定の有無にかかわらず、計画地内のすべての範囲で鳥類等の生物や自然環境に対する影響を評価すべきである。	・本事業は株式会社安藤・間の「度会・南伊勢風力発電所建設計画」（以下、当初計画といいます）を承継したものです。 ・本事業では配慮書は作成していません。 ・恐らく、ご意見にある「計画段階環境配慮書」は当初計画の方法書のことと存じます。 ・今回の事業では改めて工事計画等を見直ししているため、搬出入路は未定であり、現時点で想定する範囲を全て対象事業実施区域に含めています。 ・工事に伴い発生する残土につきましては本方法書第2章において記載しているとおり、造成計画での切土量、盛土量のバランスをとることで、極力発生しないように努めることといたします。また、土捨て場等の設置が必要となった場合は、地形や施工性に加えて、植生や河川の分布状況にも配慮して処理する計画です。 ・鳥類（一般鳥類）の調査地点につきましては、当該地域の環境類型区分毎に、代表的な地点を設定しております。ご指摘のとおり、改変の可能性が高い尾根部に調査地点が集中しておりますが、搬出入路については予測及び評価を行わないということではなく、環境類型区分毎の調査結果を用いることで予測及び評価を実施いたします。
38	(2) 鳥類に対する影響について ①ヤイロチョウ 方法書に記載されている先行調査において計画地にヤイロチョウが生息していることを確認しているが（表3.1-30）、ここで繁殖しているものと考えられる。ヤイロチョウは環境省レッドリストで絶滅危惧IB類(EN)に指定されるが、全国的にみても分布は局所的で、個体数が少ない種である。 しかし、方法書にはヤイロチョウの生息状況を把握するための調査方法についてまったく記載されていない。この鳥の生息状況を詳しく知るために、貴社は、専門家等の意見を踏まえ、現地調査を行って繁殖つがい数、行動圏サイズ、繁殖に必要な植生や餌動物などを把握し、本事業がヤイロチョウの繁殖を阻害しないことを証明すべきである。また、本種の希少性を鑑みて、少しでも繁殖に影響があると判断された場合は、事業を中止すべきである。	重要種の保護の観点から詳細は伏せさせていただきますが、先行調査におけるヤイロチョウの確認は単発的なものであり、繁殖の兆候は確認できませんでした。今後の現地調査におきまして、当該地域において繁殖の兆候が確認された場合は、専門家のご意見を踏まえ、追加調査を検討します。
39	(2) 鳥類に対する影響について ②クマタカ 1) 調査地点について 方法書に記載されている先行調査において計画地にクマタカが生息していることが確認されているが（表3.1-30）、ここで繁殖しているものと考ええる。計画地内における希少猛禽類の調査地点は中心付近に1か所あるだけであり、特に計画地が広がる西側には調査地点が乏しく、調査地点数が不足していると言わざるを得ない。また、計画地内に1か所ある調査地点からは、計画地西側の斜面はほとんど観察できないと考える。さらに、計画地外に調査地点が6か所あるが、そこから計画地の西側の希少猛禽類の生息状況を確認できるとは考えにくい。かつ、それぞれの調査地点からの視野図がないことから、調査地点の設定場所が適切であるかを判断できない。そのため、貴社は計画地内における希少猛禽類の調査地点を増やすか、視野図を作成して、現状の調査地点で計画地内外のほとんどを観察可能であること	方法書において鳥類（希少猛禽類）調査の視野図を掲載しておらず失礼いたしました。準備書以降の手続きにおきましては視野図を掲載させていただきます。なお、方法書において設定している調査地点により、対象事業実施区域を観察することが可能です。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	を示すべきである。	
40	(2)鳥類に対する影響について ②クマタカ 2)調査期間について 環境省による「猛禽類の保護の進め方」の対象となっているクマタカの繁殖が計画地で確認された場合、2営巣期を含む1.5年以上において生息状況を調査すべきとされているが、クマタカは普通でも2年に1回しか繁殖せず、2年連続して繁殖しない場合もある。つまり、1年間の調査でクマタカの繁殖を確認できなかったからといって、計画地にクマタカが繁殖していない、ということにはならない。そのため、先行調査でクマタカの繁殖の可能性を確認している以上、1年目の調査でクマタカの営巣等が確認されなかったとしても、最低でも2営巣期を含む1.5年以上、可能なら3営巣期を含む2.5年以上にわたり調査を実施し、繁殖状況や行動を精査することを求める。	鳥類（希少猛禽類）の調査につきましては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて-」（平成24年12月、環境省）に基づき、専門家のご意見を踏まえ、2営巣期を含む1.5年の調査を実施することとしております。現地調査結果を踏まえ、適切に予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
41	(2)鳥類に対する影響について ②クマタカ 3)衝突確率の計算について クマタカの風車への衝突確率の計算については、風車施設群全体で衝突確率を算出するだけでなく、現状の設置予定位置において風車ごとに算出し、環境影響評価準備書等でその結果を公表すべきである。風車ごとに衝突確率を算出することで、どの風車の建設を取り止め、または位置を変更することで施設群全体での衝突確率を下げるができるかを議論できるようになる。風車ごとの算出結果の公表に際しては、風車の機体番号を伏せることで高度利用域の特定が難しくなり、クマタカの巣の位置を推定しにくくなるため、カメラマン等の来訪を防ぐことが可能となる。	環境保全措置は、環境影響の程度に応じて適切に検討、実施するものであると理解しています。年間衝突個体数の推定値につきましても、準備書以降の手續きにおいて、現地調査結果を踏まえて適切に記載いたします。なお、重要種の保護の観点から、クマタカの巣の位置を推定できるような情報の公表は予定しておりません。
42	(2)鳥類に対する影響について ②クマタカ 4)生息地放棄による繁殖への影響について 風車の稼働によるクマタカの営巣地放棄については、日本野鳥の会徳島県支部の報告（「大川原ウインドファームにより営巣地を放棄したクマタカ」野鳥徳島No. 490 2019年7月）がある。これによると営巣木から1km以内に風車を建設後、2ペアのクマタカが営巣放棄したとある。今後の調査でクマタカの営巣地から1km以内に計画地が含まれる場合、その場所での風車の建設は取り止めるべきである。なお、1km以上離れていれば風車建設の影響により営巣放棄をしないこと必ずしも担保されるものではなく、営巣地から1km以上離れている場合でも、近隣に高頻度利用地や営巣適地がある場合はそこでの風車の建設を避けるべきである。 クマタカの繁殖を確認した場合、風車への衝突確率を算出するだけでなく、風車周辺で起きる生息地放棄等の影響によって繁殖成功率がどのように変化する可能性があるかについても評価すべきである。また、その評価手法については方法書に記載すべきである。	風力発電事業によって、猛禽類の繁殖を阻害することは不本意であり、環境影響評価法に基づき、適切に調査・予測及び評価を実施するとともに、その結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲で環境保全措置を検討することで、環境影響の低減に努めます。
43	(2)鳥類に対する影響について ③渡り鳥調査について 三重県ではサシバなどの猛禽類の渡りや移動の経路が複数存在することが知られているが、その位置はその日の上昇気流の発生位置や風向、天候等により変わり、固定していない。そのため、計画地においても1年間の調査だけでは渡り経路の位置を把握するには不十分であり、最低でも3年程度は実施する必要がある。	お寄せいただきました情報や現地調査の結果を踏まえ、適切に予測及び評価を実施いたします。

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	なお、計画地周辺にあると考えられるサシバの渡り経路は三重県内では南側にあたり、年により、多くの渡り鳥が通過する可能性があることが知られている。日本野鳥の会三重では1985年10月に計画地西側にある藤坂峠でサシバを含め多数の鳥類の渡りを観察している（日本野鳥の会三重会報・しろちどり 72号6ページ：Web上で閲覧可能）。そのため、渡り鳥に対しても詳細な調査を行う必要がある。	

日刊新聞紙における公告等①

朝日新聞（令和2年11月12日 朝刊25面）

**環境影響評価方法書縦覧・閲覧及び
住民説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づき、「度会南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
度会南伊勢風力発電所建設計画（風力発電（陸上）、最大51,600キロワット程度）

■対象事業実施区域：三重県度会郡度会町及び南伊勢町の部

■方法書の縦覧・閲覧

①縦覧場所：度会町役場建設水道課、南伊勢町役場南勢庁舎環境生活課、南伊勢町役場南島庁舎総合窓口、大紀町役場本庁環境水道課、大紀町役場七保支所

②閲覧場所：三重県本庁舎環境生活部地球温暖化対策課、三重県栄町庁舎情報公開個人情報総合窓口、三重県伊勢庁舎南勢志摩地域活性化局環境室、三重県立図書館

③縦覧期間：令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

④閲覧期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

⑤縦覧・閲覧時間：開庁日開館日の午前9時から午後5時まで（開庁時間開館時間に準ずる）

⑥電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和2年11月28日（土）午後7時～午後8時30分
度会町 中央公民館
令和2年11月29日（日）午後7時～午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんとう

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）ください。

※閲覧場所には意見書箱の設置はございません。

②提出期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

■意見書郵送先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号 03-3546-9600
（午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））
担当：松田川原

毎日新聞（令和2年11月12日 朝刊20面）

**環境影響評価方法書縦覧・閲覧及び
住民説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づき、「度会南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
度会南伊勢風力発電所建設計画（風力発電（陸上）、最大51,600キロワット程度）

■対象事業実施区域：三重県度会郡度会町及び南伊勢町の部

■方法書の縦覧・閲覧

①縦覧場所：度会町役場建設水道課、南伊勢町役場南勢庁舎環境生活課、南伊勢町役場南島庁舎総合窓口、大紀町役場本庁環境水道課、大紀町役場七保支所

②閲覧場所：三重県本庁舎環境生活部地球温暖化対策課、三重県栄町庁舎情報公開個人情報総合窓口、三重県伊勢庁舎南勢志摩地域活性化局環境室、三重県立図書館

③縦覧期間：令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

④閲覧期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

⑤縦覧・閲覧時間：開庁日開館日の午前9時から午後5時まで（開庁時間開館時間に準ずる）

⑥電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和2年11月28日（土）午後7時～午後8時30分
度会町 中央公民館
令和2年11月29日（日）午後7時～午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんとう

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）ください。

※閲覧場所には意見書箱の設置はございません。

②提出期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

■意見書郵送先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号 03-3546-9600
（午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））
担当：松田川原

読売新聞（令和2年11月12日 朝刊29面）

**環境影響評価方法書縦覧・閲覧及び
住民説明会の開催について（公告）**

環境影響評価法に基づき、「度会南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部肇史、所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号）

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
度会南伊勢風力発電所建設計画（風力発電（陸上）、最大51,600キロワット程度）

■対象事業実施区域：三重県度会郡度会町及び南伊勢町の部

■方法書の縦覧・閲覧

①縦覧場所：度会町役場建設水道課、南伊勢町役場南勢庁舎環境生活課、南伊勢町役場南島庁舎総合窓口、大紀町役場本庁環境水道課、大紀町役場七保支所

②閲覧場所：三重県本庁舎環境生活部地球温暖化対策課、三重県栄町庁舎情報公開個人情報総合窓口、三重県伊勢庁舎南勢志摩地域活性化局環境室、三重県立図書館

③縦覧期間：令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

④閲覧期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

⑤縦覧・閲覧時間：開庁日開館日の午前9時から午後5時まで（開庁時間開館時間に準ずる）

⑥電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和2年11月28日（土）午後7時～午後8時30分
度会町 中央公民館
令和2年11月29日（日）午後7時～午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんとう

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）ください。

※閲覧場所には意見書箱の設置はございません。

②提出期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

■意見書郵送先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号 03-3546-9600
（午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））
担当：松田川原

日刊新聞紙における公告等②

中日新聞（令和2年11月12日 朝刊16面）

環境影響評価方法書縦覧・閲覧及び住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、「度会南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部肇史）
所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
度会南伊勢風力発電所建設計画（風力発電（陸上）、最大51,600キロワット程度）

■対象事業実施区域：三重県度会郡度会町及び南伊勢町の部

■方法書の縦覧・閲覧
①縦覧場所：度会町役場建設水道課、南伊勢町役場南勢庁舎環境生活課、南伊勢町役場南局庁舎総合窓口、大紀町役場本庁環境水道課、大紀町役場七保支所

②閲覧場所：三重県本庁舎環境生活部地球温暖化対策課、三重県伊勢庁舎情報公開個人情報総務窓口、三重県伊勢庁舎南勢志摩地域活性化局環境室、三重県立図書館

③縦覧期間：令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

④閲覧期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

⑤縦覧・閲覧時間：開庁日開館日の午前9時から午後5時まで（開庁時間開館時間に準ずる）

⑥電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和2年11月28日（土）午後7時～午後8時30分
度会町 中央公民館

令和2年11月29日（日）午後7時～午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんとう

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）ください。

※閲覧場所には意見書箱の設置はございません。

②提出期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

■意見書郵送先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号 03-5546-9600

（午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））
担当：松田川原

伊勢新聞（令和2年11月12日 朝刊15面）

環境影響評価方法書縦覧・閲覧及び住民説明会の開催について（公告）

環境影響評価法に基づき、「度会南伊勢風力発電所建設計画環境影響評価方法書」を次のとおり縦覧・閲覧します。また、同法に基づく説明会を開催します。

■事業者の名称
電源開発株式会社（代表者：代表取締役社長 渡部肇史）
所在地：東京都中央区銀座六丁目15番1号

■対象事業の名称（対象事業の種類、発電設備出力）
度会南伊勢風力発電所建設計画（風力発電（陸上）、最大51,600キロワット程度）

■対象事業実施区域：三重県度会郡度会町及び南伊勢町の部

■方法書の縦覧・閲覧
①縦覧場所：度会町役場建設水道課、南伊勢町役場南勢庁舎環境生活課、南伊勢町役場南局庁舎総合窓口、大紀町役場本庁環境水道課、大紀町役場七保支所

②閲覧場所：三重県本庁舎環境生活部地球温暖化対策課、三重県伊勢庁舎情報公開個人情報総務窓口、三重県伊勢庁舎南勢志摩地域活性化局環境室、三重県立図書館

③縦覧期間：令和2年11月12日（木）～12月11日（金）

④閲覧期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

⑤縦覧・閲覧時間：開庁日開館日の午前9時から午後5時まで（開庁時間開館時間に準ずる）

⑥電子縦覧：<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

■説明会の開催日時・場所
令和2年11月28日（土）午後7時～午後8時30分
度会町 中央公民館

令和2年11月29日（日）午後7時～午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんとう

■意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見ををお持ちの方は、書面により提出することができます。

①提出方法：氏名及び住所、方法書の名称、環境の保全の見地からの意見を記載し、縦覧場所に設置する意見書箱に投函いただくか、左記まで郵送（当日消印有効）ください。

※閲覧場所には意見書箱の設置はございません。

②提出期間：令和2年11月12日（木）～12月25日（金）

■意見書郵送先・お問い合わせ先
電源開発株式会社 再生可能エネルギー本部
風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号
電話番号 03-5546-9600

（午前9時から午後5時まで（土日祝日除く））
担当：松田川原

電源開発株式会社ホームページにおけるお知らせ



J-POWERグループ

お問い合わせ JP | EN

企業情報

事業情報

株主・投資家の皆様

環境・社会への取り組み

採用情報

ニュース

知る・学ぶ・楽しむ

🏠 > 環境・社会への取り組み > 環境への取り組み > 環境アセスメント > 風力発電事業に係る環境影響評価手続き > 度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境・社会への取り組み

風力発電事業に係る環境影響評価手続き

度会・南伊勢風力発電所建設計画

度会・南伊勢風力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」）

方法書及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を環境影響評価法に基づき公表します。

なお、印刷及びダウンロードはできません。

- 「度会・南伊勢風力発電所建設計画に係る環境影響評価方法書」の届出及び縦覧について (PDF:107KB)

- 表紙・目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- 第4章 当初方法書に対する経済産業大臣の勧告
- 第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- 第6章 その他環境省令で定める事項
- 第7章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 資料編
- 度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書【要約書】
- ご意見記入用紙 (PDF:84KB)

お問い合わせ先

電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

TEL : 03-3546-9600（平日9時～17時）

三重県ホームページにおけるお知らせ (1/2)

本文へ Foreign Languages

文字サイズ変更 元に戻す 縮小 拡大 色の変更 標準 青 黄 黒

サイト内検索

くらし・環境 防災・防犯 健康・福祉・子ども スポーツ・教育・文化 観光・産業・しごと まちづくり 県政・お知らせ情報 組織・業務

現在位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [環境全般](#) > [環境アセスメント・公害関係](#) > [環境影響評価](#) > [手続き中の事業](#) > [度会・南伊勢風力発電所建設計画<法対象事業>](#)
担当所属: [県庁の組織一覧](#) > [環境生活部](#) > [地球温暖化対策課](#) > [環境評価・活動班](#)

いいね! シェア [LINEで送る](#)

環境影響評価

[手続き中の事業](#)

[三重県環境影響評価委員会](#)

[知事意見](#)

[事後調査報告書](#)

[実施事業の一覧](#)

[公共事業の環境配慮](#)

環境アセスメント

度会・南伊勢風力発電所建設計画

[◇事業書・環境影響評価手続き実施中の対象事業](#)
[◇方法書](#)

事業者・環境影響評価手続き実施中の対象事業

事業者

住所 東京都中央区銀座6丁目15番1号
名称 電源開発株式会社
連絡先 03-3546-9600

対象事業

対象事業の名称 度会・南伊勢風力発電所建設計画
対象事業の種類 風力発電所設置事業
対象事業の規模 最大51,600kW (4,300kW級×12基程度)
事業実施想定区域 三重県度会郡度会町及び南伊勢町の一部

方法書

縦覧・閲覧場所、期間

【縦覧】

・度会町役場 建設水道課 ・南伊勢町役場 南伊勢庁舎環境生活課
・南伊勢町役場 南伊勢庁舎総合窓口 ・大紀町役場本庁 環境水道課
・大紀町役場 七保支所
・事業者のホームページ (<https://www.ipower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>)

※法定期間: 令和2年11月12日(木)から12月11日(金) 各施設の開庁日及び閉庁日
自主期間: 令和2年12月12日(土)から12月25日(金) 各施設の開庁日及び閉庁日

【閲覧】

・三重県情報公開・個人情報総合窓口 (三重県架町庁舎1階)
・三重県環境生活部 地球温暖化対策課 (三重県本庁舎8階)
・三重県南勢志摩地域活性化局 環境室 (三重県伊勢庁舎4階)
・三重県立図書館

※令和2年11月12日(木)から12月25日(金) 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、県立図書館は図書館休館日を除く開館時間)

意見書の提出について

方法書に係る環境保全の見地からの意見について、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所の意見書箱への投函、又は問い合わせ先へ郵送してください。
(※閲覧場所には意見書箱は設置してありませんので、ご注意ください。)

期限: 令和2年12月25日(金) ※当日消印有効

三重県ホームページにおけるお知らせ (2/2)

問い合わせ先： 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室
〒104-8165 東京都中央区銀座6丁目15番1号
電話 03-3546-9600
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

説明会

- ・令和2年11月28日(土) 午後7時から午後8時30分
度会町 中央公民館
- ・令和2年11月29日(日) 午後7時から午後8時30分
南伊勢町 ふれあいセンターなんどう

本ページに関する問い合わせ先

三重県 環境生活部 地球温暖化対策課 環境評価・活動班

〒514-8570 津市広朝町13番地
電話番号：059-224-2366 ファクス番号：059-229-1016 メールアドレス：garth@pref.mie.lg.jp

ご意見記入用紙

「度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、本用紙のご意見欄に意見の理由を含めてご記入のうえ、ご投函ください。

令和 2 年 月 日

〒	—
ご住所	
ご氏名	

環境の保全の見地からのご意見（日本語により意見の理由を含めて記入してください）

[illegible]

- ※ 環境影響評価法施行規則の規定より、氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記入をお願いします。
- ※ 本用紙に記入いただいた情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

[参考資料]

縦覧状況

度会町役場 建設水道課 	南伊勢町役場南勢庁舎 環境生活課 
南伊勢町役場南島庁舎 総合窓口 	大紀町役場本庁 環境水道課 
大紀町役場七保支所 	